

中国・四国 昇降機定期報告 報告月(報告の時期) 特定行政庁別一覧

令和8年4月現在

特定行政庁	検査日	報告月(報告の時期)
01 広島県		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで
02 広島市	報告日前1月以内	毎年の検査済証の交付を受けた日の属する月
03 福山市		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
04 呉市		毎年とし、かつ、前回報告した日からおおむね1年を超えない日
05 岡山県		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
06 岡山市	(注1)報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
07 倉敷市		検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日
08 鳥取県		検査済証の交付日又は前回の報告した日から1年を超えない日
09 島根県		毎年4月1日から翌年の3月31日までの期日内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
10 山口県	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
11 下関市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
12 山口市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
13 津山市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
14 鳥取市		検査済証の交付日又は前回の報告日から1年を超えない日
15 松江市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
16 出雲市		毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
17 米子市		検査済証の交付日又は前回の報告日から1年を超えない日
18 玉野市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
19 宇部市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
20 総社市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
21 東広島市		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで
22 新見市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
23 倉吉市		検査済証の交付日又は前回の報告日から1年を超えない日
24 廿日市市		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで
25 三原市		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで
26 尾道市		毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで
27 周南市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
28 笠岡市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
29 防府市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
30 萩市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
31 岩国市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない月の末日
50 香川県	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合にあっては、当該経過する日の属する月の末日)まで
51 高松市	報告日前1月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間
52 高知県	報告日前2月以内	毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内で、かつ、前回の報告の日から1年を超えない日
53 高知市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内で、かつ、前回の報告の日から1年を超えない日
54 愛媛県		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日の翌日から起算して1年を超えない日
55 松山市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
56 今治市		毎年4月1日から翌年の3月31日まで
57 徳島県	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日
58 徳島市	報告日前3月以内	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
59 新居浜市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、前回の報告日の翌日から起算して1年を超えない日
60 西条市		毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、前回報告の日の翌日から起算して1年を超えない日

注1:検査日から遅くとも2カ月以内に協議会へ提出をお願いします。